

## 《参考資料》 著作権に係る注意事項について（重要）

文化庁によれば、『ある詩人が書いた詩を書にして、展覧会に出品した場合』は著作権の問題が生じます。詩を書にすることは著作物の複製に該当しますので、著作権者の了解を得る必要があります。個人的に著作物を利用する場合、例えば書道の練習のために他人の著作物を書く（複製）ことは問題ありません。しかしこの場合は、展覧会に出品するためですので、著作権の侵害と考えられます。』

著作権の存続期間（保護期間）の始まりは、その著作物が作成された時点です。終わりは、著作権法第51条に、「作者の死後七十年」と書かれています。共同著作物については、最後に亡くなった作者の死後七十年となります。

我が国では、著作権は特許権などと異なり、権利の取得にあたって登録の必要はなく、著作物を創作した時に自動的に権利が発生します。「著作権」を簡単にいうと、著作物を利用しようとする人に、著作権者が利用を認めたり（許諾）、禁止したりできる権利です。したがって、著作物を利用する際には著作権者の許諾を得る必要があります。

流行歌や教科書に紹介されている詩文や語句を安易に使用して展覧会やコンクールに出品することは、訴訟の危険が伴いますので絶対にやめてください。書作品の題材となる詩人・歌人等の詳細をきちんと確認し、必要に応じて下記の機関等から「著作権許諾申請」の手続きをして、著作権者の許諾を得た上で出品してください。

<その他>

※使用する詩歌の作家が没後70年を経過している場合でも、「作品の中か題名」に作家名をきちんと明記し、詩歌の文章表現を勝手に変更（仮名遣いや変体仮名、旧字体等）したり、文節を途中で切ったりつなぎ合わせる等の表現変更をすることは絶対にしないでください。名誉毀損の対象になりかねません。

※詩の一つの「連」だけをそのまま使用する場合は可能ですが、その詩の全文を作品の傍に提示する必要があります。

社団法人日本文藝家協会

〒102-8559東京都千代田区紀尾井町3-23文藝春秋ビル新館 Tel. 03-3265-9657

有限責任中間法人 学術著作権協会

〒107-0052東京都港区赤坂9-6-41 Tel. 03-3475-5618

社団法人 日本音楽著作権協会

〒151-8540東京都渋谷区上原3-6-12 Tel. 03-3481-2121

社団法人 日本雑誌協会

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台1-7 Tel. 03-3291-0775

社団法人 日本書籍出版協会

〒162-0828東京都新宿区袋町6番地 Tel. 03-3268-1303

社団法人 日本新聞協会

〒100-8543東京都千代田区内幸町2-2-1 Tel. 03-3591-4402

社団法人 日本レコード協会

〒104-0061東京都中央区銀座7-16-3 Tel. 03-3541-4411

<例> 「日本文藝家協会」に許諾申請する場合の手続き

- ①「日本文藝家協会」ホームページ(<http://www.bungeika.or.jp/bungeika.htm>)により、該当していることを「委託作家」で確認する。
- ②著作権許諾申請方法に従い、許諾の申請をする。
- ③許諾に関わる金額を指定口座に振り込む。

※尚、歌詞に関わる著作権料は高額です。また、申請形態が複雑ですのでくれぐれもお気をつけください。